

首都大学東京研究費の不正使用防止に関する規則の概要

目的(第1条): 研究費の不正使用防止に関して、必要な事項を定める。

- 定義(第2条): (1) 研究費
- ① 一般財源研究費(学内の基礎的研究費)
 - ② 外部資金研究費
 - ③ 国又は国が所管する独立行政法人等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金
- (2) 研究費の不正使用
- ① 架空の取引により本学に代金を支払わせ、業者等に預け金として管理させること。
 - ② 虚偽の申請に基づき申請と異なる物品費等を本学に支払わせること。
 - ③ 虚偽の申請に基づき出張旅費等を本学に支払わせること。
 - ④ 虚偽の申請に基づき研究補助員等の報酬等を本学に支払わせること。
 - ⑤ 法令、本学が定める諸規則または当該研究費の使用に係る指針等に定められた用途以外の用途に使用すること。
- (3) 学部長等
- ① 学部長 ② 都市教養学部の系長 ③ 大学教育センター長 ④ 国際センター長
 - ⑤ 学生サポートセンター副センター長 ⑥ オープンユニバーシティ長 ⑦ 戦略研究センター長

